イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0544

E_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.0254

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0307

E_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0252

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303

E_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0100

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0097

E_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0040

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0037

E_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0047

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0047

F　特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集落排水処理施設、特定地域生活排水処理施設又は個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため昭和 34 年度から平成 11 年度の各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 50 年度から昭和 62 年度までの各年度及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のために発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度から昭和 53 年度までの各年度、昭和 61 年度及び平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度に係る補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、昭和 46 年度以前において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和 50 年度以前にお

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0318

E_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.0255

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0308

E_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0121

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0118

E_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0100

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0097

E_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0040

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0037

F　特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集落排水処理施設、特定地域生活排水処理施設又は個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため昭和 34 年度から平成 11 年度の各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 50 年度から昭和 62 年度までの各年度及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のために発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度から昭和 53 年度までの各年度、昭和 61 年度及び平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度に係る補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、昭和 46 年度以前において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和 50 年度以前にお